

ん 東福岡法人会入会の手引

公益社団法人東福岡法人会

〒813-0041 福岡市東区水谷2丁目51番15号 ルミエール・マリノ103号

TEL(092) 661-4634番 FAX(092) 661-6650番

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/higashifukuoka/>

東福岡法人会



私たち東福岡法人会は、香椎税務署管内で企業、団体を営む全ての経営者の皆さんと手を結び、公平で公正な税制の実現と、併せて経営者としての自己啓発に努力していきたいと願っています。

法人会については、公益財団法人全国法人会総連合発行の「法人会のご案内」で詳しく説明されていますが、それを補足する意味で、この「東福岡法人会の入会の手引」Q&Aを作成いたしました。是非ご一読されて、入会の参考にして頂ければ幸いです。

Q1

法人会とは、どんな団体ですか？

A

法人会は、よき経営者をめざす人たちがお互いに知り合い、高め合って、正しい税務知識の習得と経営に必要な能力を養うことを目的とした公益法人です。

法人会は、全国の税務署ごとにあり、県単位に県法人会連合会（県連）、全国組織として公益財団法人全国法人会総連合（全法連）を組織し、それぞれ有機的に連携を保っています。

現在、全国の法人会員数は約80万社にのぼっています。

東福岡法人会は、昭和59年10月に福岡国税局長の設立許可を得て社団法人となり、平成25年4月1日より公益社団法人として福岡知事より認定を受け、現在、香椎税務署管内の企業・団体のうち23.8%に当たる2,624社が加入（令和3年3月末現在）、6ブロック16支部のほか「青年部会」「女性部会」も設置して活発な活動を展開しています。



定時総会



青年部会定時総会



(公社)東福岡法人会は、どんな活動をしているのですか？

東福岡法人会には、総務、税制、広報、事業研修、組織、厚生という6つの委員会があり、この内部組織を活用して、次の様な活動を行っています。



《1》税制についての取り組みと税制研修会の実施

法人会と税制・税務は切り離すことのできない関係にあり、法人会は税のオピニオンリーダーであることを自認しています。従って、税制・税務行政に対して常に研修を行い、税制改正に関して会員の意見を集約、全法連を通して政府や国会に対して要望事項を提出、請願活動を続けています。

また、税制の改正に当たっては「税務セミナー」などを開催して、その適正な運用を目指すと共に、税務当局との意見交換を通して税務行政にも必要な提言を行っています。



《2》会員及び一般の方の経営に役立つ各種研修会の開催

政治も経済も日々変化を続けています。その変化にすばやく対応していくためには、経営者としての絶え間ない研修が必要です。

著名人による無料講演会などのほかに、国税局の「税を考える週間」事業に協賛した6ブロック地区別研修会や、企業の決算にあわせて「決算説明会」を開催したり、税務署が開催する「新設法人説明会」にも協力しています。

また、経営者・従業員のための各種研修会も開催していますので、これらの機会が会員の異業種交流の場ともなり、多くの方々に喜ばれています。

さらに東福岡法人会には、「青年部会」「女性部会」の二つの部会があり、青年部会は、青年の持つ柔軟な発想と行動力をもって活発に法人会活動に参加し、人脉を広げながら経営のノウハウを身につけています。

「女性部会」は、多彩な行事を企画し、自己研鑽に努め、会員相互の親睦を通じて企業の発展はもとより、女性の感性を生かし法人会の発展、ひいては地域社会の発展のために貢献しています。



新春講演会



リスクマネージメントセミナー



地区別研修会



《3》企業防衛、経営の発展を願う福利厚生事業

法人会には、保険料が安く保障は大きい、しかも多様なニーズに対応できる、他にない独自の福利厚生制度があります。

それは時として企業の存亡の危機を救い、あるいは企業の繁栄、会員企業に働く社員の将来設計に貢献しています。

具体的には「経営者大型総合保障制度」、「ビジネスガード」、「がん保険制度」などで、東福岡法人会でも大同生命保険、AIG損害保険、アフラックと連携して、この優れた福利厚生事業の普及に力を入れています。

A 《4》地域社会の一員としての社会貢献活動

法人会では、地域に密着した活動を通じ広く社会に貢献することを重点事業に挙げ、「租税教育活動」を大きな柱として地域の小学校において未来を担う子供たちに税の仕組み・税の大切さ・税の使われ方等の授業を行うなど、地元に根付いた事業を展開しています。



租税教室



花火大会の後の清掃作業



絵はがきコンクール

Q3

法人会に入会すると、どのような「メリット」があるのでしょうか？

A 次の四つのメリットがあります。

第一に法人会が開催する各種の研修会や講習会に参加することによって、税務知識が向上し、適正な申告や納税ができるほか、経営に必要な多くの情報が得られることです。

特に、会員が研修会や説明会などへ参加したときは、その記録を残しますので法人会会員であることがわかるとともに、熱心に税務知識の向上に努め適正な申告や納税を目指している方々である証となり、税務当局との意思の疎通を図ることにより敬意と信頼を得ることができます。

第二に、法人会の会員のみが閲覧できる税務、経済などの様々な分野のインターネットを利用した研修をいつでも都合の良い時間に受けることができますし、法人会が無償配布する機関誌やテキストなど企業経営あるいは経理上必要な情報を得ることができます。

第三に、経営者の方々が安心して事業に全力を注げるよう、「経営者大型保障制度」等、会員限定の各種福利厚生制度が利用できます。

「経営者大型保障制度」を導入された会員様には、セカンドオピニオンや健康相談サービスなど多彩な付加サービスの提供をしています。

第四に、法人会活動を通じて、いろいろな職種、階層の経営者との異業種交流ができるのです。IT時代の昨今ではありますが、それでも無視できないのが人間関係です。会員相互の親睦を深めることによって企業の繁栄が図られるとするなら、これに勝るメリットはないでしょう。



法人会と税務署の関係はどうなっているのでしょうか？

また、法人会の会員であることによって申告や納税の面で有利性があるのでしょうか？



法人会は、申告納税制度の推進に貢献している団体です。税務署は法人会を「健全な納税者の団体」として評価した上で、法人会の要請による税務研修などへの協力や納税意識の普及に力を入れています。そうした信頼関係に基づいて税務署は法人会、その会員の意見や要望などを十分聞き取り、税務行政の改善に役立てています。

また、税金は、国や地方行政を推し進めるために納める「国民の会費」だと考えるべきです。

従って、法人会の会員にだけ調査を軽くするとか、会員の税金を安くするようなことはありません。むしろ税務当局から「法人会会員は正しい申告をしているので、調査の必要がない」と信頼される法人会でありたいと、私たちは努力しています。



忙しいので法人会に入会しても法人会の事業を利用できないし、顧問税理士に任せているので、法人会に入会する必要はないと思うのですが…



忙しいからこそ法人会が必要なのです。

法人会の組織を利用すれば、年間10回ほどの研修会や講演会またインターネットを利用して500タイトル以上の様々な分野のオンデマンド研修を都合の良い時間に視聴することができるなど、企業を経営する上で必要な税務や経済の情報を得ることができます。

また、担当役員や部課長さんの代理出席も可能ですし、オンデマンド研修を社員さんの研修に活用することもできます。

東福岡法人会は、会員の皆さんのが積極的に経営に取り組む経営者の団体でありたいと願っています。

さて、会社の社長さんは、最高責任者として経営に当たっておられ、その立場で税理士さんを選ばれているのですが、税金について全てお任せでは、経営者として失格と言わざるを得ません。

税理士さんに任せるとても、税金についておよそのことは知っておく必要があり、そのうえで、税理士の専門知識に支えられた経営上の判断を社長さんご自身が行わないと、思わぬ場面で思わぬ負担をすることになります。

そのためにも、法人会の事業活動を通じて、税を知っていただくことが企業の経営上必要なのです。



東福岡法人会に入会するにはどんな手続きが必要ですか？

また、会費はどうなっているのでしょうか？



東福岡法人会への入会の手続きは、添付している別紙「入会申込書」に必要事項を記入し提出していただくだけで結構です。

また、会費は、法人の資本金額等によって区分されています。詳しくは「入会申込書」をご覧下さい。